

会報

石川

2001.8月 No.30



鹿島町 石動山古絵図



石川県行政書士会

目 次

大変革のときに…	会長 茅野 勇平	1
定時総会に寄せて	石川県知事 谷本 正憲	2
副会長就任の抱負	副会長 宮川外茂治	3
退任のご挨拶	前会長 藤井 國穂	4
平成13年度 定時総会開催		5
日行連 平成13年度 定時総会開催		8
中地協 平成13年度 定時総会開催		8
平成13年度 組織理事会		9
平成13年度 事業計画		11
新役員就任の抱負		15
新役員 知事表敬訪問		16
支部紹介 七尾支部		17
会員事務所訪問 (太田、杉本、本多、高橋、垣内)		18
支部だより		20
金沢フォーラム 全国建設関係行政書士協議会		23
研修会の開催		24
全国女性行政書士交流会 大星 三千代		25
女性行政書士交流会石川会総会 大森 千歌子		25
情報コーナー		26
新入会員の紹介		29
会費の納入についてお願い 事務局		30
随筆 (会員の投稿)		31
会務日誌		33
会員移動		35
編集後記		36

石動山の開心祭

石動山(鹿島町石動山)は、能登の霊峰として天下に名を知られた、北陸における山岳信仰の拠点であった。古くからイスルギサンと呼ばれ、石動信仰のすそ野は、遠く東北・近畿地方にまで及び、最盛期(中世)の山内には360余坊、3千人の衆徒を擁したと伝えられる。当時の華麗な伽藍のようすは、山内に残古絵図(表紙写真)から偲ぶことができる。明治の廃仏毀釈により全山瓦解したが、昭和53年、国の史跡に指定され、以来今日まで史跡公園の整備が進められてきた。平成14年度中には、全山を支配した大宮坊の建物復元工事も完了する。

石動山の開山は、加賀の白山と同様、^{たいちようだいし}泰澄大師と伝えられる。毎年、命日にあたる7月7日、泰澄大師の御霊祭りが厳かに執り行われてきた。かつて祭りの日には、伊須流岐比古神社境内のイワシガ池(閼伽池)から汲み取った水を神前に供え、お祓いをうけたあと持ち帰る人々でにぎわった。万病に効く霊水として今日でも人気が高い。今ではかつての祭りのにぎわいは見られないが、石動山区民や石動山出身者、石動山に心を寄せる人びとが集まり、神社拝殿でささやかに執り行われている。





大変革のときに…

会長 茅野 勇 平

先の定時総会では、思いもかけない大勢の会員の皆様にご支持をいただき会長選挙に当選させていただきました。浅学非才のこの私にとって身に余る光栄であり、又、皆様のご期待を思うと身の引き締まる思いがします。

さて、7月7日に新役員による初めての理事会が開催され、本会会務の任務分担が決定されました。各支部から送り出していただきました新理事の方々は、すべてが一騎当千の精鋭揃いであります。必ずやそれぞれの分野で皆様のご期待にお応えすることが出来ると確信をいたしておりますし、このことを第一義に緊張感をもって会務に励んで参りたいと存じます。

私は、会長選挙にあたり会員の皆様に五つのお約束をいたしました。「経営事項審査申請」の受け付け事務の受託を始めとする業務の拡大確保、高度な職能を有する行政書士の育成、広く会員の皆様のご意見を良く聞きそれらを集約して会務を行う、行政書士の社会的地位向上のためのPR活動、情報の発信源としての役割の確立の五つであります。幸いにも有能な理事に恵まれましたので、これらの実現に向かって邁進いたす所存であります。

行政書士制度を取り巻く環境が大きな変革のときを迎えております。積年の念願でありました代理権の取得や行政書士証票の交付についての行政書士法一部改正が先の通常国会で承認可決されました。代理権獲得には、今まで以上に責任と義務が課せられますし、行政書士証票の交付については、この証票を電子化することによってネットワーク上における申請代理が可能に成り得るものであります。又、近い将来において、私達行政書士は隣接法律専門職としての地位をより強固なものにしADR（裁判外紛争）などに積極的に関わっていくことが出来るよう強力で運動を展開して参ります。一方、規制改革推進3ヵ年計画による強制入会制度の廃止などの非常に厳しい環境下にあることも事実であります。業務における依頼者からの賠償請求に関しても、今まで以上に厳しいものがあると想定しなければなりませんし、その賠償請求に対する補償制度の充実も大事なことであります。

7月24日・25日に行われました日本行政書士会連合会の理事会において、国際部部長職を拝命いたしました。これは、日本行政書士会連合会の執行部の中心に位置することであり、これまで以上に本会会員の皆様のご要望などを日本行政書士会連合会の活動に反映することが出来ますし、最新の情報を会員の皆様に正確に提供することが出来ます。理事会の後で開催された日本行政書士政治連盟の幹事会で、我が会の宮川外茂次副会長は総務委員長という要職に着かれ、又、前多副会長が、連合会監事に就任しており、両副会長共々、盛武会長をお助けして、本会会員を始めとする全国三万五千余の行政書士のために微力ながら頑張りたいと存じます。

種々の問題が山積する環境下にある行政書士制度ですが、石川県行政書士会会員の皆様が一致団結され、会員の皆様と共にこの難局を乗り越え明日に希望のもてる行政書士会にいたしたく存じます。勿論、私一人では出来ません。お一人お一人の力を結集して、一般消費者であります国民の皆様の信頼を勝ち取り、その負託に応えて、行政と国民のパイプ役としての職責を全うしたいと存じております。新米の会長であります、石川県行政書士会会員の皆様の絶大なるご協力とご支援をお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。



平成13年度 定時総会に寄せて

石川県知事 谷本 正 憲

本日、石川県行政書士会の平成13年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

はじめに、先程、多年にわたり行政書士業務の精励されたご功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

行政書士の皆様方におかれましては、地域住民と行政の懸け橋として、また地域住民の身近な相談相手として、欠くことのできない存在となっております。これもひとえに行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励してこられた賜と、心から敬意を表する次第であります。

さて、近年、高度情報化社会、少子高齢化社会の到来や国際化の進展等に伴い、社会経済情勢は非常に複雑になってきております。これに伴い、最近では、成年後見制度の創設や民事法律扶助法、消費者契約法の施行など住民の権利関係に係わる法制度が整備され、法令による手続を円滑に行うためには、より一層高度で専門的な知識と経験が必要になっております。

また、現在検討されております司法制度改革においては、行政書士への代理権の付与などについて検討されているところであります。

このように、行政書士制度は、司法制度の一翼を担う制度として新たなる役割を期待されるに至っているところであり、皆様方には、今後ますます重要になるであろう職務の重要性と公共性を十分にご認識され、県民の皆様の利益保護に向けた、より一層のご尽力を期待する次第でございます。

県といたしましても、急速に変化する社会状況に的確に対応するため、生活・文化・福祉等あらゆる分野における行政課題に積極的に取り組み、県民の皆様のご期待に沿うよう鋭意努力していく所存であり、皆様方のさらなるご協力をお願いするものであります。

最後になりましたが、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。



副会長就任の抱負

副会長 宮川 外茂治

私は去る5月26日開催の当会定時総会におきまして副会長に選任されましたが、もとより浅学非才な私にその任が勤まるかと心配しております。私はこれまでも、会の社会的地位の向上と会員が利用しやすい会になることを願い役員として協力させていただいてきましたが、副会長ともなると時には「会」を代表する立場での行動が求められます。人前での行動が不得手な私ですが会と会員の皆様に恥をかかせぬよう勤めたいと今から心を引き締めておりますので皆様のご理解ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、去る6月22日私ども行政書士が永年悲願としてきた「代理権」が付与されました。それは行政書士制度の基盤整備の第1段で、行政書士業務を明確にするための改正でありました。私ども行政書士が社会的信頼を得るためには、まずこの改正行政書士法を適正に運用出来る知識と能力を自らが見つけることです。平成14年7月1日の施行に向けて当会も皆様会員も総力を挙げて対応していかなければならないと思います。また、政府の司法制度改革の流れの中で私ども行政書士が積極的に取り組むべき手続きに「裁判外の紛争解決手段（ADR）」があります。国民が紛争解決の方法として従来の「裁判」と、この「裁判外」を選ぶことが出来るものでその拡充と育成が求められています。

私どもへの課題にはこのような長期的な取組みのほか、当面の職域拡充の取組みとして全国各地で取り組まれている「公共嘱託」があります。具体的には経営事項審査業務や市町村への指名願受付、法定外公共物……などがあり、各単位会の成功事例を参考にしながら早急に対応することが茅野新会長から提案されています。

会の内外に課題が山積した、会員の厳しい経営環境改善の方向が求められている今、茅野新会長を先頭に会全体が一丸となって邁進できるよう微力ながら協力いたす所存です。

各位にも「会と会費を自らの利益のために使う。」ことを心がけ各種事業にご協力いただきますようお願いいたします。



退任のご挨拶

前会長 藤井 國穂

会長職在任中は、皆様方から大変なご支持とご協力をいただき誠に有難うございました。この場を借りまして改めて厚く御礼を申し上げますとともに深く感謝申し上げます。

平成7年5月に会長職に就任して以来、会の改革、とりわけ民主的運営に重点を置き、会活動の活性化、情報の公開、他団体との友好関係の確立、研修事業の充実とともに会員の業務のフォローアップ体制の確立等の事業を展開して参りました。この結果についての評価は皆様方のご判断にお任せする所ですが、今後とも民主化、活性化、協調性の3つの柱を堅持して、石川県行政書士会が益々の発展を遂げることを願ってやみません。

また、この度総務大臣表彰を受賞する榮譽に浴したことについては、皆様方のお陰であり、深く感謝申し上げます。

微力ではありますが、一会員として今後とも石川県行政書士会の益々の発展に寄与して参りたいと思っておりますので、皆様方の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

藤井前会長
ご苦勞さまでした。

平成13年度 定時総会開催

去る5月26日（土）午後1時30分から金沢市広岡のホテル六華苑において、平成13年度定時総会が、出席者198名で開催された。

宮川総務部長が司会者となり、まず、出席者全員により故北村会員（金沢）に対して黙祷が行われた。

ついで、式次第にしたがい藤井会長の挨拶が行われた。藤井会長は、挨拶の中で、行政書士は、行政書士法制定以来50年間、国民と行政のパイプ役として行政手続の円滑運営に寄与するとともに国民生活の利便に資することを使命として今日に至ったが、今国会において行政書士法の改正が、予定されており、その中には従来から念願であった申請代理権の付与などが盛り込まれていて今後の業務遂行に貢献すると思われ、また、さらなる制度発展が期待されるところで、われわれ行政書士は今後とも一層の精進を重ね国民の信頼に応えることが大切であるが、他方、規制緩和施策から会員の強制加入制度の見直しが危惧されることなどがある旨を述べた。

◎総会議長に片山会員（金沢）副議長に京念会員（小松）選出。

第1号議案 平成12年度事業報告

第2号議案 平成12年度決算報告

両案は相互に関連するので一括審議とし、松田監事（七尾）より監査報告が行われ、賛成多数により承認された。

第3号議案 平成13年度事業計画案

第4号議案 平成13年度予算案

両案は相互に関連するので一括審議とし、賛成多数により原案通り可決された。

第5号議案 役員選任

会長選挙 投票総数 87票

得票結果

茅野勇平 候補 69票

重森憲司 候補 17票

無効 1票

湯尻選挙管理委員長より茅野勇平氏に当選証書が授与され、新会長茅野勇平氏より就任挨拶。

◎新役員の選出

副会長 倉本 守・宮川外茂次（金沢） 前多 利彦（小松） 松原 政義（輪島）

理事 藤井 健一・河越 俊雄・中嶋 房夫・小川 清吉・末岡 紀久・的場 晴次
寺田 隆・中川 大・竹森 正紀・大田 晃（金沢）
若本 伸一・榊 喜弘（小松） 荒谷 慶一・浅井 廣史（加賀）
太田 勉・本多 良秋・端井 義之（七尾）
大森千歌子・猪谷 貞雄・輪島） 齋藤 忠雄（珠洲）
監事 西田 秋英（金沢） 杉本 喜和（七尾） 酒谷 信嗣（加賀）

○日本行政書士会連合会関係

代議員 前多 利彦・倉本 守・宮川外茂次
オブザーバー 的場 晴次・寺田 隆

○日本行政書士会連合会中部地方協議会関係

代議員 松原 政義・太田 勉・的場 晴次
オブザーバー 宮川外茂次・小川 清吉

総会議事終了。

◎式典

会長式辞

功績者会長表彰

受彰者 浦島 和夫・川原 一晃・北岸 正彦・河口 長治・小山 秋子（金沢）
浜井 豊（小松） 浅井 廣史・岡西 俊明（加賀） 大森千歌子（輪島）
岡本 俊英（珠洲）

謝辞 代表 浅井 廣史

祝辞

日本行政書士会連合会会長 盛 武隆 代読 同会副会長 樫詰 庄二
石川県司法書士会 皆川 容徳 代読 同会副会長 西田 広昭

その他来賓

愛知県行政書士会会長 朝倉 征之
北陸税理士会石川県支部連絡協議会会長代理 塚本 晃
金沢公証人会 東 巖

祝電披露

石川県知事 谷本 正憲 外10通

式典終了

懇親会

行政書士会総会 平成13年5月26日



日行連平成13年度定時総会開催

去る平成13年6月25日（月）午前10時45分から午後6時、26日（月）午前9時から午前10時の2日間にわたり、ホテルパシフィック東京において日本行政書士会連合会平成13年度定時総会が227名の出席で開催された。

当会からは、石川県行政書士会茅野会長が日行連理事として総会を執行した。また、前多副会長、倉本副会長、宮川副会長が代議員として参加した。

議事の進行は、議案書に対して事前に質問書を提出し執行部が回答、再質問者が起立し執行部から答弁を行う形で行われた。今総会の質問事項は80件であった。

第1号議案。第2号議案である平成12年度事業報告及び決算報告に対する質問に執行部から回答があり、再質問に対し執行部が答弁後、賛成多数で可決承認された。

第3号議案は会則の一部改正の件で、質問に対する回答が行われ、賛成多数で可決承認された。

第4号議案である平成13年度事業計画（案）について、提出された議案に対し当会から1. 行政書士倫理審査委員会設置について、2. 総務事業について、3. 広報部事業について、4. 研修制度の確立について、の質問書を提出し執行部に回答を求めた。その後再質問に対する答弁が行われ、賛成多数で可決承認された。

第5号議案である長期借入金借入の件（案）に対する質問に執行部から回答があり、賛成多数で可決承認された。

第6号議案である13年度予算（案）について、提出された議案に対し当会から、長期借入金返済支出についての質問書を提出し執行部に回答を求め、執行部から回答があり、賛成多数で可決承認された。

第7号議案 役員改選では、会長以外の役員選挙方法を決め、各立候補者の所信表明演説が行われた。各立候補者5分間の所信表明の後、議場閉鎖による投票が行われた。開票の結果、過半数を得た盛武隆現会長（滋賀会）が連合会長に選出され、1日目を終えた。

2日目、会長以外の役員選考では6名の副会長、48名の理事並びに3名の監事が選考委員会より報告され、賛成多数で可決承認された。

以上で全議案が承認され議長団が退任し閉会された。

中地協平成13年度定時総会

本年6月9日（土）名古屋市東区の愛知県行政書士会館において、日本行政書士会連合会中部地方協議会（会長藤井国穂）平成13年度総会が、中部6県（愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井）から役員、代議員、オブザーバー等52名が参加して開催された。

総会議事は、代議員太田勉（石川会理事）が司会者となって進められた。

議案審議

- 第1号議案 平成12年度事業報告
- 第2号議案 平成12年度収支報告
- 第3号議案 平成13年度事業計画案
- 第4号議案 平成13年度予算案
- 第5号議案 役員改選

審議結果

第1号ないし第4号議案は、原案通り承

認可決

第5号議案役員改選による新役員（主なもの）

会長 朝倉 征之 愛知会会長

副会長 羽広 豊 富山会会長

が選出された。

総会後の懇親会で、当会のホープ前多副会長の、N大賛歌で大いに盛り上がった。



平成13年度 組織理事会



定時総会後初の理事会・支部長会の合同会が、7月7日（土）午後1時30分から石川県繊維会館2階会議室で開催された。この会議で今後の事業計画と活動方針が討議されたほか、相談役の委嘱、任務分担が決定した。

○相談役

選考基準・・・これまでに会長又は副会長を歴任し、現在役員を退任されている者

藤井 国穂（金沢） 埜田 外一（金沢） 浜井 豊（小松） 高井 孝一（七尾）
丹保仁五郎（金沢） 山下 岩雄（加賀）

○任務分担

平成13・14年度 任務分担一覧表

会 統 括	会 長	茅 野 勇 平（金沢）		
役 名	担当副会長	部 長	副部長	部 員
総 務 部	宮川 外茂次 （金沢）	小川 清吉 （金沢）（半常勤）	寺 田 隆 （金沢）	榊 喜弘（小松） 諸谷 貞雄（輪島）
経 理 部	倉 本 守 （金沢）	大森 千歌子 （輪島）	大 田 晃 （金沢）	浅井 廣史（加賀） 上戸 大介（金沢）
法規・企画部	松原 政義 （輪島）	諸谷 貞雄 （輪島）	浅井 廣史 （加賀）	本多 良秋（七尾） 大田 晃（金沢）
広 報 部	前多 利彦 （小松）	太 田 勉 （七尾）	河 越 俊雄 （金沢）	末岡 紀久（金沢） 近藤 守（小松） 小川 清吉（金沢） 大森千歌子（輪島） 山本 洋子（金沢） 下出 美鈴（金沢）
業 務 指 導 部	宮川 外茂次 （金沢）	的 場 晴次 （金沢）	若 本 伸一 （小松） 齋 藤 忠雄 （珠洲）	藤井 健一（金沢） 竹森 正紀（金沢） 端井 義之（七尾） 京念 昇（小松） 八木 史郎（輪島） 中川二三夫（加賀）
監 察 部	松原 政義 （輪島）	中 嶋 房夫 （金沢）	荒 谷 慶一 （加賀）	中川 大（金沢） 斎藤 忠雄（珠洲） 太田 勉（七尾） 重森 政勝（小松）

★高度情報通信対策特別委員会委員

委員 倉本 守 (副会長) 的場 晴次 寺田 隆 中川 大 西山 忠

★苦情相談対策特別委員会委員

委員 宮川外茂次 (副会長) 諸谷 貞雄 浅井 廣史 端井 義之 内田 行雄

★行政書士試験実施対策特別委員会委員

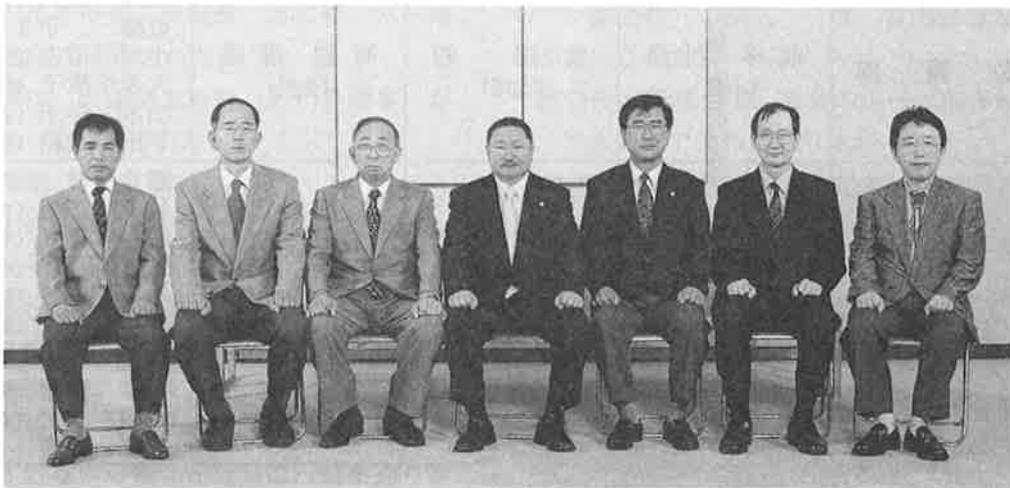
委員 前多 利彦 (副会長) 中嶋 房夫 河越 俊雄 小川 清吉 太田 勉



○支部関係

平成 13・14 年度支部長・副支部長

	支部長	副支部長
金沢支部	的 場 晴 次	大 田 晃
小松支部	京 念 昇	重 森 政 勝
加賀支部	中 川 二 三 夫	横 川 嘉 章
七尾支部	端 井 義 之	津 田 亨
輪島支部	八 木 史 郎	橋 詰 浩
珠洲支部	斎 藤 忠 雄	浜 田 は つ み



《平成13年度事業計画》

総務部

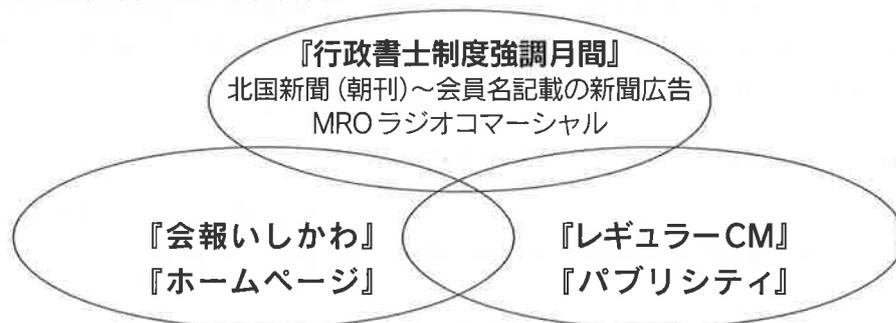
1. 各会員のホームページの拡充
2. 各種委員への推薦
3. 行政書士試験実施の協力体制について (13. 10. 28)

法規・企画部

1. 新会員名簿の作成配布
2. 行政書士法改正に伴う新業務範囲の手引きの作成
3. 業務関係の図書の整備

広報部

1. 《広報活動の内容及び広告媒体》



3つの媒体を、柱にメディアミックスすることで広告の相乗効果を狙います。

2. 《行政書士制度強調月間の実施》

- (1) 期 間 準備期間：平成13年9月1日から9月30日まで
実施期間：平成13年10月1日から10月31日まで
- (2) 実施事項 電話による無料相談『行政書士110番』の開設
開設日時：10月5日(金曜)／6日(土曜)／7日(日曜)
：午前10時から午後4時まで
相談窓口：石川県行政書士会事務局
電 話：076-268-9110
各支部に於ける『行政書士制度強調月間』の実施
面談により『行政書士による無料相談会』を開設
○小松能美地区会場：小松市役所1F・生活相談室
開催日時：10月5日(金曜日)午前10時～午後4時
○七尾地区会場：アルプラザ鹿島1F・中央イベント広場
開催日時：10月5日(金曜日)午前10時～午後4時
○羽咋地区会場：羽咋市役所2F・203会議室
開催日時：10月5日(金曜日)午前10時～午後4時

○加賀江沼地区会場：加賀市市民会館 3 F・第12会議室

開催日時：10月6日（土曜日）午前9時～午後4時

○珠洲地区会場：ショッピングプラザ シーサイド1 F（珠洲市飯田町）

開催日時：10月6日（土曜日）午前10時～午後4時

○金沢地区会場：アルプラザ金沢 2 F（金沢市諸江町）

開催日時：10月7日（日曜日）午前10時～午後4時

○輪島地区会場：ショッピングセンターファミイ 1 F（輪島市）

開催日時：10月7日（日曜日）午前10時～午後4時

3. 《北国新聞広告の掲載》行政書士制度強調月間中

(1) 10月5日付 朝刊全15段（一面広告）昨年、112名の会員名、電話番号を掲載

(2) 10月6日付 朝刊半5段（6分の1スペース）

行政書士110番の開設、県内6支部7会場に於ける行政書士無料相談会の実施日、開設場所をPRの予定

4. 《ラジオコマーシャル》行政書士制度強調月間中

(1) MROラジオ20秒スポット（Dゾーン含む）21本として、無料相談会前1、2、3、4日、無料相談会中5、6、7日に電話による無料相談『行政書士110番』開設をPRの予定。

5. 《会報いしかわの発刊》

(1) 年2回、8月、2月の発刊予定、会員への情報並びに業務資料の随時提供に努める。

(2) 将来は、石川県内の北国銀行などの金融機関の各支店、商工会などへ配布。行政書士の活動宣伝、業務などの広報に努めるものとする。

6. 《行政書士業務の案内パンフレットの作成》

(1) 業務指導部ほか各部と共同でパンフレットを作成し、行政書士の役割、業務等を広報する。

(2) 会員が行政書士業務などを紹介するために使用する。但し、有料頒布とする。

7. 《レギュラーCM》ラジオコマーシャル

(1) 20秒提供週に2曜日（8月～翌3月）年間を通して広く『行政書士』の存在を、知らしめると共に行政書士の業務内容をPRをする。

(2) 本年は、《お～い、ちょっと行政書士事務所へいってくるわ～》という出だしで始まるCMで、夫と妻のコミカルな会話で行政書士をPRします。

MROラジオで、午後4時頃の『月竜香週間占い』放送中に20秒CM

8月／ 6日、13日、20日、27日の毎週・月曜日です。

9月／ 3日、10日、17日、24日の毎週・月曜日です。

10月／ 1日、8日、15日、22日、29日の毎週・月曜日です。

11月／ 5日、12日、19日、26日の毎週・月曜日です。

12月／ 3日、10日、17日、24日、31日の毎週・月曜日です。

1月／ 7日、14日、21日、28日の毎週・月曜日です。

2月／ 4日、11日、18日、25日の毎週・月曜日です。

3月／ 4日、11日、18日、25日の毎週・月曜日です。

FM石川で、午前7時55分の『ニュース』放送中に20秒CM

8月／ 1日、8日、15日、22日、29日の毎週・水曜日です。

9月／ 5日、12日、19日、26日の毎週・水曜日です。

- 10月／ 3日、10日、17日、24日、31日の毎週・水曜日です。
- 11月／ 7日、14日、21日、28日の毎週・水曜日です。
- 12月／ 5日、12日、19日、26日の毎週・水曜日です。
- 1月／ 2日、9日、16日、23日、30日の毎週・水曜日です。
- 2月／ 6日、13日、20日、27日の毎週・水曜日です。
- 3月／ 6日、13日、20日、27日の毎週・水曜日です。

8. 《パブリシティ（無料記事の掲載、報道）》の活用、行政書士制度強調月間中

(1) 無料番組出演（予定）

MROラジオ 強調月間前、『トオルと裕美のさわがしい夜（19:00～20:00）』

MROラジオ 強調月間前、『OH！新世界』など。（昨年実績）

行政書士110番の開設、県内6支部7会場に於ける行政書士無料相談会の実施日、開設場所をPRする予定。

(2) 報道機関各社へ訪問、交流を進め、取材依頼の窓口の拡大強化を図るものとする。

昨年、ニュース報道された北国新聞、MROテレビ、NHKテレビを重点的に訪問、取材依頼する。

(3) ビジョン北陸の無料掲載（予定）

行政書士110番の開設、県内6支部7会場に於ける行政書士無料相談会の実施日、開設場所を、また行政書士業務をPRする。

9. 《パブリシティ（無料記事の掲載、報道）》定時総会開催などについての取材依頼

(1) 北国新聞は、5月27日（日曜）に『新会長に茅野氏』と地方社会版にて報道

(2) 北国新聞への新役員の表敬訪問につき、5月30日（水曜）『茅野県行政書士会長が本社訪問（写真入）』と地方社会版にて報道、同じく表敬訪問で、北陸中日新聞が、同日『無料相談を充実、県行政書士会来訪』と地方社会版にて報道された。

(3) 毎年10月の『行政書士試験』を、報道機関各社へ取材依頼を行う。

10. 《パブリシティ（無料記事の掲載、報道）》市町村広報紙掲載について

(1) 行政書士による電話無料相談会『行政書士110番』、面談による各支部無料相談会についての市町村広報紙掲載によるPRをめざす。

………本年も8月1日付、県下全市町村広報紙担当責任者宛文書にて依頼

業務指導部

7月9日（月）（財）建設業情報管理センター石川県支部との意見交換会

7月 日（ ） 第1回業務指導部会

8月4日（土） 第1回研修会（地場産業振興センター本館）

建設業ISO研修会

建設業会計研修会

9月8日（土） 第2回研修会（地場産業振興センター）

知的所有権契約書作成研修会

10月 日（ ） 第2回業務指導部会

10月 日（ ） 石川県関係機関協議会懇談会

11月9日（金） 第3回研修会

代理行為に関する研修会

12月 日（ ） 日行連全国研修会派遣

平成14年

- 1月 日 () 第4回研修会
- 2月 日 () 第3回業務指導部会
- 3月 日 () 第5回研修会

その外に各単位会研修会に会員を派遣する。

監 察 部

本年の監察部は、官公署、友誼団体、各種団体、県民に対し「行政書士制度」の理解を深める対話と宣伝活動を広く行い、予防を基本方針とする。又、行政書士法に抵触している恐れのある団体等があればねばり強く対処する。

「行政書士制度強調月間」

監察部、広報部、各支部、県書士会の総力を結集して運動を展開する。

準備期間 9月1日より9月30日まで

実施期間 10月1日より10月31日まで

○重点○

- 1. 建設業関係
- 2. 交通運輸関係
- 3. 農地法関係
- 4. 風俗・食品衛生関係
- 5. 権利業務関係
- 6. 入管法関係

連合会の方針に基づき加除有り

1. 「行政書士110番」電話相談

期 間 10月5日(金)～10月7日(日)

時 間 午前10時～午後4時まで

場 所 本会会議室

電 話 2台設置 076-268-9110

2. 「無料相談会」全支部で月間中に1ヵ所以上行う。支部主催

10月5日～6日までの実施が望ましい。

3. 「表示板」「ポスター」の掲示について

イ、官公署での掲示通年化を目差す。

ロ、警察署での表示板掲示を目差す。

4. 石川県総務部長より各局部課、警察本部、市町村及びその出先機関の長に対し、「行政書士制度強調月間」の趣旨の徹底が図られる文書発出の協力要請を早急に行う。

5. 県下「全市町村の広報紙」への掲載要請をする。

6. 建設業協会等関係団体に、行政書士法遵守方の協力要請を行う。

日常不断の啓蒙・監視・排除活動

会員の訴えに基づき

- 1. 組織的に行政書士法に抵触している恐れのある団体等に対しては業務指導部・研究グループと連携し共同又は単独で継続的に対処する。
- 2. 行政書士法の権利侵害に対し機敏に対応し悪質な案件には法的に処置する。

第一回監察部会を8月に行う

以上、監察月間待ちになるのではなく直ちに準備を行い実行可能なことから迅速に実施していく。

新役員就任の抱負



総務部長のみち

総務部長
小川 清吉

このたび総務部長を命ぜられました。総務部の会則上の主な業務は、新会員の入会登録、諸会議の開催、他の部に属さない事項であります。事務局を抱えていますので事務局事務も其の業務となります。事務局は、各部の事務処理を全面的に行っていますので各部と密接な関連があり、下支えとならねばならないと思っています。

行政書士会は、法によって設立されたものですが、形式的（法文）には、会員の品位保持、業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としていますが、会は会員のために存在するものであって、営利法人のように会の発展繁栄を願うものではなく、個々の会員の発達繁栄を大切にします。

行政書士は、主として官公庁相手の仕事ですが、本年6月の法改正により、申請手続代理権、契約代理権など（平成14年7月一日施行）が認められ、対官公庁関係では一層そのきずなが深くなりました。また、それと同時に責任が重くなり、社会的信頼が重要となりました。改正法施行まで1年近くありますが、その間会員各位とともに切磋琢磨を重ね行政書士会に対する社会的信頼をより一層高めるよう努力する覚悟であります。



監察部長に 就任して

監察部長
中嶋 房夫

近年行政書士を取り巻く環境が、経済不況の為ますます厳しさを増しており、この時期に監察部長の大役を担うことになり身の引き締る思いです。

担当副会長、副部長、部員の先生方のご指導のもと今後2年間頑張りたいと思います。

世の中の規制緩和により我々の仕事にも大きな変化が又経済不況により仕事の減少が生じています。監察部としてまず小さな事でも出来る事があれば迅速に対処していきたいと思っています。皆様のご支援の程よろしくお願い申し上げます。



専門家としての 資質を

法規・企画部長
諸谷 貞雄

地方分権化と規制緩和の中での想い。積年の願いであった官公署への書類提出手続の代理、代理人として契約等の書類作成を業務として明確化された行政書士法改正案が6月7日の衆議院本会議で可決された報に接し感激している一人である。

あらゆる業界がランク付評価されようとしている環境、情報化の中に立たされている今日われわれ行政書士にも規制緩和の波が押し寄せている現状をしっかりと認識し、競争市場に自らの優位性を会員一人ひとりが追求していくときに来ている。

業務独占の範囲拡大を図ることは、日行連の役員や、本会なりの組織が活動してくれるだろうと座して待つのでなく、会員各自、行政書士として戦略を立てなければならない時代となった。

規制緩和が進められ環境の変化に気付き、自己研さんし、行政書士としてブランドイメージを高め、隣接法律職の一員として自信をもって対応できる行政手続の専門家とならなければならない。

今後、地方分権の推進により自治事務のIT化と行政サービスの民間委託が推進されていくとき我々は「見なし公務員」としての実績を重ね、県下市町村における行政手続専門家として、地方自治体の外部監査人、都市計画審議委員、あるいは行政相談員へと登用されるよう自からの資質をみがこうではありませんか。



県新理事に 就任して

経理部副部長

大田 晃

このたび、県書士会理事及び金沢支部副支部長に就任いたしました。書士業歴3年の新米でございますので、果して私のような者でお役に立てるかどうか心配でなりません。

しかし、ご指名頂いたからには微力ながらできるかぎりお役に立つよう努力してまいりたいと思っています。

具体的には、

- (1) 経理部長の補佐、及び法規・企画部部員として与えられた業務の遂行

- (2) 「行政書士業務」について県内の中小企業者及び一般住民（家庭）向けPRの実行
（例）「石川県中小企業家同友会（会員数＝約600）」向けの地道な開拓

- (3) 石川県をはじめ県内市町村に関連した会合への積極的な参加の促進

（例）県書士会・会長他役員が石川県〇〇〇〇協議会

同 〇〇〇〇審議会 等

への参加、活動でありまして、県書士会長他各役員のご指導を受けながら、一歩ずつ進めることが出来ればと思案しているところです。

県会員の総力で前進しようではありませんか。以上就任の抱負を述べまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

新役員 知事表敬訪問

行政書士会は、法制上知事の監督下にあります。また、知事は建設業をはじめ多くの許認可権を有する官庁であります。したがって、行政書士は、日常的に知事とは密接な関係にあります。本年5月26日の定時総会で新会長以下の役員が選出決定しました。新役員決定から4週間後になったのですが、会長 茅野勇平、副会長 宮川外茂次、同 倉本守、同 前多利彦、同 松原政義、理事 小川清吉の6名が、6月18日石川県庁に谷本正憲知事を新任挨拶の表敬訪問をした。谷本知事から激励の言葉があった。



支部紹介 七尾支部



会員の資質の向上を目指す…

七尾支部長 端井 義之

七尾支部では、4月28日中島町万葉倶楽部において定時総会が開催され、平成12年度事業計画・決算報告、平成13年度事業計画・予算案がそれぞれ全会一致をもって可決承認された。

引き続き新役員を選出が行われ、下記のとおり新役員が選出されました。次いで県会の副会長選出方法について提案があり、県会の副会長としての資質を具え、会務を実践できる人材を選出するため、能登3支部でのこれまでの取決めを廃棄し、今後は、能登3支部が協議のうえ副会長を選出することを全会一致で承認し、総会は終了した。

その後一泊の懇親会が開催され、情報交換の場として、和やかな懇談がなされ実り多い会であった。支部の事業としては、

今年度においても能登3支部合同研修会が計画されていますが、支部独自での業務研修会の開催は、兼業者が6割を占める関係上予算、研修テーマの選定、受講者の確保等むずかしい現況であります。

また行政書士制度強調月間の事業として「無料相談会」が10月5日アル・プラザ鹿島及び羽咋市役所において開催されます。

法改正による代理権の獲得に伴い行政書士の果たす役割は、これまで以上に大きくなり、責任もますます重くなってまいります。このため、会員の皆様方の資質の向上と行政書士業務のPRのために役員一同努力を致しますので、会員各位のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成13・14年度支部役員構成

『支部役員』

支部長 端井 義之
副支部長 津田 亨
代表幹事 浦辻 昭
会計幹事 新保 康彦

幹事 高井 孝一
幹事 高橋 眞鈴
幹事 中野 正一
監事 松田 豊
監事 袋井 勝

『本会役員』

理事 太田 勉
理事 端井 義之
理事 本多 良秋
監事 杉本 喜和
綱紀委員 塩田 義一
選挙管理委員 垣内 典穂



会員事務所訪問

太田行政書士事務所

太田 勉

羽咋郡志賀町字長沢イの51番地2

昭和54年に、脱サラしまして行政書士会に入会致しました。以来、22年たちますね。現在、家内と補助者3人で、私を入れると5人で業務にあたっております。

建設業許可申請、経審、指名願を主力業務として、運送事業、産業廃棄物処理業の許可申請会社設立、農地転用、帰化などの申請を取り扱っております。

行政書士は、しょせん、依頼者の手のひらの上で、踊っているんですね？

「カバチタレ」じゃないですけど、依頼者のいうことを聞いて仕事をする。

でも、手のひらの上で踊るのがいやだから、頼まれた以上のことをする。プラスαにして依頼者に返して行く。背中のかゆいところに手が届くような仕事をする。

手のひらの上で、踊るのがいやだから………
なんとなく分かるでしょう？

専門分野の依頼のみを引き受ける行政書士さん



が多いなかで、どんな依頼にも対応するスタイルをとっています。

杉本行政書士事務所

杉本 義和

羽咋市東川原町チ154番地1

「温故知新」之図

羽咋駅東口で会計記帳・法人設立・契約書作成などを生業としております。新旧雑多なOA機器が徐々に増え、吾が事務所もいつの間にか手狭になりました。一角を占拠して、私が主に使っているスペースを紹介いたします。電話、ファックス、パソコン、プリンタ、スキャナ、コピーなど、いわゆるSOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）の典型かもしれません。

手にするワープロは、最初に仕事に使ったシャープの書院です。液晶2行表示でタイプライターに近いぐらいのパーソナルなものでした。決まった書式に打ち込むため、幾晩もかけてハメ打ちを工夫したことも、今では懐かしい気さえます。（まだまだ少なかったワープロ打ちの会社定款は、今から思うと時を遡って直しに行きたい位ですが…）

開業15周年を目前に、「いい仕事してますねエ。」と常に自分に言える毎日でありたいと思います。久し振りに「お宝」並みの旧型機を手にして、「一件、一枚にかける緊張感を忘れてはならない。」と気を引締めるこの頃です。



本多良秋行政書士事務所

本 多 良 秋

羽咋市開町ニ21番地2

土地家屋調査士事務所と兼業の事務所です。

行政書士業務では、農地転用許可申請、開発許可申請が主な業務です。時には風営法許可申請、古物業許可申請業務もあります。

住宅地の中ですが、裏には田圃が広がっており、夜には蛙の大合唱が聞こえます。



事務所スタッフ

高橋行政書士事務所

高 橋 眞 鈴

七尾市大田町6部50番地

昭和60年に行政書士会に入会致しました。以来、車庫証明の申請業務一筋に励むこと16年、本年82才となりました。私は、仕事をする時は会社の為ばかりではない、自分の為に仕事をするのだ、と自分に言い聞かせてきた。これは、仕事に積極的になれるからであると思っています。朝、得意先のディーラーへ赴き、書類を受け取るや現地調査へ、車中で書類を仕上げるなど、朝、事務所を出ると夕方まで帰ることが出来ません。

平成4年に『勲七等青色桐葉章』の荣誉に授かりましたが、80才の坂を越えられないのではないかと考えていた。健康に繋がらない趣味は一切止めて、舟釣り、心を明るくする『カラオケ』に力を入れた為なのか、病気もせず82才まで来た。目も達者でますます健康そのもの、あと3年、交通事故に気を付けて仕事に励み、85才まで現役を目指しております。



事務所全景



垣内典穂行政書士事務所

垣 内 典 穂

羽咋郡志賀町字徳田アの101番地

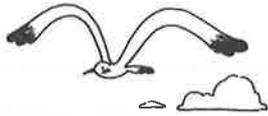
車庫証明代行でくちすぎをしています。

羽咋郡市、七尾鹿島をエリアに1日100km～150km走りまわって、10年になります。

毎々、たいそなって、ひげをそるのもめんどうになる、今日このごろです。

垣内典穂でした





支部だより

金沢支部

広報部長 上戸大輔

..... 金沢支部平成13年度 主な活動予定

松任市無料相談会 (ジョイモール2階 プラスあさがお)

相談員2名派遣 毎月第二木曜日午後1時から4時まで

研 修 会

金沢支部主催第1回業務研修会 日時未定ですが、次の二つを予定しています。

「建設業許可申請における経營業務管理責任者証明書および専任技術証明書について」

「会社設立の定款作成の要点」

また、行政書士業務の向上、未開拓職域の調査研究のため、日行連、他都道府県主催の研修会へ積極的に参加できるように、参加費、交通費等の補助を検討しています。

交 流 会

各支部、各会員が相互に発展、資質向上していくため、胸襟を開いた交流の場を検討しています。

平成13・14年度 金沢支部組織分担表

支 部 長	的 場 晴 次		
副 支 部 長	大 田 晃		
総 務 部	部 長 寺 田 隆	副 部 長	山 本 洋 子 " 下 出 美 鈴
法 規 ・ 企 画 部	部 長 片 山 義 宏	副 部 長	柳 本 博
広 報 部	部 長 上 戸 大 介	副 部 長	高 塚 昌 宏
業 務 指 導 部	部 長 中 川 大	副 部 長	新 谷 博 範 " 谷 口 憲 弘
監 察 部	部 長 西 山 忠	副 部 長	中 野 導 郎
監 事	川 本 剛 生	木 戸 口 博	
県 副 会 長	倉 本 守	宮 川 外 茂 次	

小松支部

支部長 京 念 昇

小松支部定時総会は、本年5月18日 能美郡根上町「八松苑」にて会員19名が参加して開催（他に委任状出席が12名）され、藤井國穂会長（当時）よりご挨拶が寄せられ会長代理の茅野勇平副会長（現会長）が代読された。

審議は、まず平成12年度事業報告・決算報告がなされ、いずれも満場一致で承認可された。主な事業として、強調月間活動や日々の慶弔活動とともに、本年2月21日開催の開発行為及び農地転用

研修会等について報告された。その説明では第1部「改正都市計画法と開発行為」のテーマで石川県小松土木事務所建築課課長 榎孝夫氏が、第2部「農地転用許可について」石川県農政課課長補佐・農地係長 西屋正房氏がそれぞれ講義をされ、小松市農業委員会事務局長 森靖雄氏、同参事 梶谷俊一氏、同職員 玄覚育子氏も特別参加されたこと。また土地家屋調査士会や司法書士会の小松支部、行政書士会加賀支部からも参加され、それぞれの会員合わせて39名、補助者11名の合計50名になったことなどが報告された。

次いで平成13年度事業計画では、引き続き業務関連の研修会、研究会の企画充実を望む意見が出され、その事業推進に向け新執行部として以下の役員が選出された。

支部長	京 念 昇	副支部長	重 森 政 勝
幹 事	阿 戸 隆 一	幹 事	山 崎 豊
幹 事	土 田 準	幹 事	西 田 岳 生
幹 事	近 藤 守	監 事	宮 下 知 己

懇親会では、茅野副会長（現会長）より行政書士法改正に向けた本会活動の一端が紹介され、その後出席者一同盃を酌み交わし親睦を深めた。

加賀支部

支部長 中 川 二三夫

（加賀支部長としての抱負）

私は平成4年に行政書士として登録し、約9年間行政書士業を営んできた。専門行政書士ではなく、測量、土地家屋調査士業務もやっていますが、士業として20年あまり業務を遂行してきた。おかげでなんとか、まかりなりに今日までやってこれた。自分では一生懸命やってきたつもりだが、国家資格の恩恵のもと、加護のもと、ぬるま湯に浸ってやってきたことも事実である。

今回の参議院選挙で自民党が圧勝し、小泉内閣の聖域なき構造改革は一気に進みそうです。構造改革、規成緩和推進、高度情報化の進展により、業務を取りまく環境は御承知の通り激変しようとしており、一寸先は闇の状態です。しかし逆に、行政書士や士業全体の社会的ニーズも増えていることも確かです。

ビジネスチャンスも増えています。それには、個々の会員の業務への研究、自己研摩が必要だと思います。会員全員が団結し、この難局に立向えば未来が開けてくると思います。

私は石川県の一番南、福井県との県境、片田舎で業務をしていますが、加賀支部会員と共に行政書士会が少しでも発展するようがんばりたいと思いますのでよろしくお願いします。

輪島支部

支部長 八 木 史 郎

会長選挙の立候補等あわただしい中県下のトップを切って平成13年度の支部総会が4月21日（土）午後3時より輪島市河井町わいち通り「料亭のと吉」で開催されました。

本会より藤井会長が会務多忙の折出席下さいましてありがとうございました。

早速議事に入り

- ① 平成12年度会務報告（支部選出本会理事より会務報告）
- ② 平成12年度収支決算承認について
- ③ 平成13年度事業計画（案）

④ 平成13年度収支予算（案）

⑤ 支部役員改選について（支部選出本会役員委員も同時行う）

各議案とも全員一致で承認されました。

13年度事業では業務研修会2回春秋

10月に実施されます強調月間無料相談所

次に役員を紹介します。任期H13年H14年2年間

支部長	八木 史郎	副支部長	橋 詰 浩
監 事	谷 内 廣	幹 事	井 上 勇
幹 事	大 森 千歌子	幹 事	波 座 行 一

支部選出本会役員

本会副会長 松 原 政 義

本会理事 諸 谷 貞 雄

本会理事 大 森 千歌子

支部選出本会委員

綱記委員 宮 下 重 秋

第1回業務研修会（4:00）

研修テーマ 法定外公共財産の取扱いについて

講 師 輪島市監理課長 宿谷 秋央

懇親会（5:00）

盛大に行われ会員相互の親睦を一層深めることが出来ました。

引き続き2年間支部のお世話をする事になりました今後共ご指導ご協力の程よろしくお願い致します。

*現況について少しのべさせていただきます。目下3支部合同研修会に向けて七尾支部さんのご協力を得て日程及び諸事項について調整です。併せてご教授ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



金沢フォーラム開催

全国建設関係行政書士協議会
金沢フォーラム実行委員会

取材報告：広報部長 太田 勉

平成13年4月6日・7日の両日にわたり、金沢全日空ホテルで『会計制度改革で何が見えるか』と題するパネルディスカッション及び『新経審その後』を、テーマにした基本問題研究集会を中心とした『金沢フォーラム』が開催されました。

この『金沢フォーラム』を主催した、全国建設関係行政書士協議会は、建設関係の支援業務をする個々の行政書士有志が結集した専門的業務研究集団（規約前文より）で構成されており、建設業関係の許認可を中心に行政書士としての専門的分野からの研究をし、その成果としてのノウハウやコンサルティングを公開している団体であります。

この度、加賀百万石城下町である馥郁たる文化を育んだ北陸の中心都市、金沢市におきましてフォーラム開催の運びとなり、国際会計基準が議事日程に上り、まったなしで新会計基準が導入されようとしており、これに伴い当然、建設業法改正の動きもでてくることと思われます。フォーラムには経営状況分析見直しの際にワーキンググループの中心者となって12指標を策定された公認会計士 丹羽秀夫先生が、また、パネラーとして国土建設省から第一線のキーマンである坂根工博課長補佐が出席されました。

地元建設業界からは、真柄建設株式会社代表取締役社長であり石川県建設業協会会長の真柄敏郎様もご出席され、地元建設業界の声を代弁するなど活発な討論がなされ、ご参加された建設業者の方々や建設業支援業務に従事している行政書士の我々には、最大の関心事である『経審』に直接関係した内容となり、貴重な情報源となるフォーラムになったように思われました。

(事務局) 東京都渋谷区代々木2-23-1 ニューステトメナー 1056

全国建設関係行政書士協議会 TEL 03-3320-5062



業務研修会報告

業務指導部長 的場晴次

8月3日（土）石川県地場産業振興センター本館において43名の出席者を迎えて第1回業務研修会を開催致しました。前半は㈱サクセス・ブレーン社員でISO 9000審査員の野原秀郎氏の「建設業におけるISO取得の基礎知識」が行われ、これからは公共工事の入札参加資格の条件としてISOの取得が条件となる。また、元請業者より下請業者に対してISOの取得業者でないと仕事は出せないと言われるケースが増えてくるとの指摘がなされた。建設業者の中には仕事を取るためにISOを取得した業者がありますが、そのような業者はISOの本質を理解していないため、業務の進行に支障をきたす場合が多い。ISOの本質は顧客に対する品質保証であり、公共事業の入札条件をクリアするためのものではないということを認識する必要がある。ISOの取得には半年から1年が必要であり、費用は20人規模会社でコンサルタント料で350万円から400万円、認証経費として250万円前後合わせて600万円から650万円ほどが必要となるとのことでした。

後半は太田広報部長の「建設業会計の基礎知識」が行われ決算変更届出書を作成するときには、顧客の実情をよく理解して決算書から転記する内容を十分に吟味する必要があるとの指摘がなされた。例えば、人件費でも現場に直接関与する技術者の給料等は完成工事原価に、現場に直接関与しない事務員の給料等は一般管理費に計上するとの具体的な説明がなされた。

その後、(財)建設業情報管理センター石川県支部との意見交換会で経営状況分析申請書提出に関する不備内容の説明を私が行い第1回目の業務研修会を終了いたしました。不備内容の詳細及び問い合わせ事項の大半は基本的なケアレスミスです。特に、財務諸表の作成に関しましては法人は「建設業法施工規則様式第15号、第16号及び第17号の記載要領」、個人は「同規則様式第18号及び第19号の記載要領」、「国土交通大臣が定める勘定科目の分類」を熟読されて作成されれば、(財)建設業情報管理センター石川県支部から指摘されています不備内容は殆ど解消されると思いますので宜しくお願い申し上げます。





全国女性行政書士交流会



大 星 三千代

第12回全国女性行政書士交流会が6月8日9日の2日間、東京で開催されました。

北海道から宮崎までの78名の参加があり、石川会からも4名。大森、小山、宮本会員と共に出席いたしました。

交流会はグループ懇談会形式での意見交換協議が行なわれ、建設業についての業務開拓や報酬額についての意見が多くでました。建設業の許可がおりるまでの日数が、秋田県では新規でも数日で許可がおりるとい話にはびっくり。石川県の昨年からの許可がおりるまでの日数のかかりすぎている状況はどうなっているの?とってしまいました。

その他、通称(旧姓)使用について衆院議員の松島みどり氏が会場にかけつけてくださり直接お話をうかがうことができました。改革がすすんでいると思われる国会議員でも通称は認められていない実状を嘆いておられました。



グループ別懇談会で各県の情報を得ることができ研修もでき業務にとっても参考になりました。

私は県外での交流会参加ははじめてでしたが、石川県で開催したとき参加された方々とも再会することができました。今回お世話いただいた東京会の皆さまに感謝し、次回の福島での再会を期して散会いたしました。

短歌(会場にて) ^{はっぴ}法被着てピンクの旗をかかげいる 東京会の出迎えうれし

輪島支部 大森千歌子



女性行政書士交流会石川会平成13年度定時総会開催 大 森 千歌子

平成13年6月23日(土)午前11時より、羽咋市の休暇村“能登千里浜で、女性行政書士交流会石川会の平成13年度定時総会が開催されました。

石川行政書士会茅野勇平会長のご出席をいただき、励ましの言葉をいただきました後、平成12年度事業報告並びに平成12年度決算報告があり、引続き平成13年度事業計画(案)と平成13年度

予算(案)が提案され、いずれも承認されました。事業計画は次のとおりです。

6月 総会・研修会

9月 一泊研修

年間4回を目標として、会員相互の親睦会を開催。

女性行政書士のみなさん多数の参加をお願いいたします。

お知らせ

「行政書士法の一部を改正する法律案」の成立について

行政書士法一部改正案は、平成13年6月22日開催の参議院本会議において、賛成多数にて可決され成立いたしました。

なお、本改正案の審議経過は下記のとおりです。

記

1. 衆議院総務委員会 平成13年6月5日可決（賛成多数）
2. 衆議院本会議 平成13年6月7日可決（賛成多数）
3. 参議院総務委員会 平成13年6月21日可決（全会一致）
4. 参議院本会議 平成13年6月22日可決（賛成多数）・成立

行政書士法の一部を改正する法律案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○行政書士法（昭和26年法律第4号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、行政書士の法律を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しあわせて、国民の利便に資することを目的とする。</p> <p>第1条の3 <u>行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</u></p> <p><u>1 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。</u></p> <p><u>2 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。</u></p> <p><u>3 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。</u></p> <p>(登録の申請及び決定)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 日本行政書士会連合会は、第2項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。</p> <p>(行政書士証票の返還)</p> <p>第7条の2 行政書士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、行政書士証票を日本行政書士会連合会に返還しなければならない。行政書士が第14条第1項の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。</p> <p><u>2 日本行政書士会連合会は、前項後段の規定に該当する行政書士が、行政書士の業務を行うことができることとなったときは、その申請により、行政書士証票をその者に再交付しなければならない。</u></p> <p>(登録の細目)</p> <p>第7条の3 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、<u>行政書士証票</u>その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し国民の利便に資することを目的とする。</p> <p>第1条の3 <u>行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受けて報酬を得て、同条の規定により行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続を代わって行い、又は当該書類の作成について相談に応ずることを業とすることができる。</u></p> <p>(登録の申請及び決定)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 日本行政書士会連合会は、第2項の規定により登録をしたときはその旨を、同項の規定により登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。</p> <p>(登録の細目)</p> <p>第7条の2 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。</p>

13年度 ラジオコマーシャル(レギュラー編)

聴いて下さい 続きます!

「夫と妻」篇です。金沢弁で……

夫：「お〜い、ちょっと行政書士事務所へいってくるわ〜」

妻：「ギョ〜セ〜ショシ〜? あんた、そんなところ行って何(なん)すらいね」

夫：「建設業やら、運送業の許可取ってもろがや!」

：「他にも面倒くさい手続きとか、行政書士に言うたらすぐしてくれるわ」

：「お前、そんなことも知らんがかいや」

妻：「お父さん! 行政書士って離婚届も作ってくれるげんて」

……という内容です。

★MROラジオで、午後4時頃の『月竜香週間占い』放送中に20秒CM

- 8月／ 6日、13日、20日、27日の毎週・月曜日です。
- 9月／ 3日、10日、17日、24日の毎週・月曜日です。
- 10月／ 1日、8日、15日、22日、29日の毎週・月曜日です。
- 11月／ 5日、12日、19日、26日の毎週・月曜日です。
- 12月／ 3日、10日、17日、24日、31日の毎週・月曜日です。
- 1月／ 7日、14日、21日、28日の毎週・月曜日です。
- 2月／ 4日、11日、18日、25日の毎週・月曜日です。
- 3月／ 4日、11日、18日、25日の毎週・月曜日です。

★FM石川で、午前7時55分の『ニュース』放送中に20秒CM

- 8月／ 1日、8日、15日、22日、29日の毎週・水曜日です。
- 9月／ 5日、12日、19日、26日の毎週・水曜日です。
- 10月／ 3日、10日、17日、24日、31日の毎週・水曜日です。
- 11月／ 7日、14日、21日、28日の毎週・水曜日です。
- 12月／ 5日、12日、19日、26日の毎週・水曜日です。
- 1月／ 2日、9日、16日、23日、30日の毎週・水曜日です。
- 2月／ 6日、13日、20日、27日の毎週・水曜日です。
- 3月／ 6日、13日、20日、27日の毎週・水曜日です。

パブリシティ

新聞報道されました!

石川県行政書士会定時総会

2001年(平成13年)5月27日(日曜日)

北 国 新 聞

新会長に茅野氏

県行政書士会

県行政書士会の二〇〇一(平成十三)年度総会は二十六日、金沢市広岡二丁目のホテル六華苑で開かれ、新会長に茅野勇平氏(金沢支部)が選任された。会長選挙では、先ごろ会員あてに同会選管を批判するファクスを送ったとされる候補が選管側と論戦を交わす場面もあったが、投票の結果茅野氏が五十二票差で選ばれた。

引き続き、業務歴二十年以上の会員、通算六年以上の役員歴を持つ会員ら十人を会長表彰した。表彰者、茅野氏以外の新役員は次の皆さん。

- ◇新役員▽副会長 倉本守、宮川外茂次(以上金沢)
- 前多利彦(小松) 松原政義(輪島)▽監事 西田秋英(金沢) 杉本重和(七尾) 酒谷信嗣(加賀)◇表彰者 浦嶋和夫、川原一男、北岸正彦、河口長治、小山秋子(以上金沢) 濱井豊(小松) 浅井廣史、岡西俊明(加賀) 大塚千歌子(輪島) 岡本俊英(珠洲)

会長、新役員における北国新聞社、中日新聞社表敬訪問

平成13年5月29日会長、副会長(4名)、太田広報部長、的場業務指導部長



茅野県行政書士会
会長が本社訪問

2001年(平成13年)5月30日(水曜日)

北 国 新 聞

就いた茅野勇平氏「写真」は二十九日、北国新聞社を訪れ、「行政書士の認知度を上げ、県民と行政を結ぶパイプ役として一層の円滑化を図りたい」と抱負を語った。

茅野氏は広報活動の強化、会員の資質向上などに取り組む考えを示した。また、先の会長選挙をめぐる総会で執行部と会員の間で論戦となったことに触れ「皆さんの意見をよく聞いて、会員相互の融和を図りたい」と語った。

新任の宮川外茂次、倉本守副会長ら役員六人が同行した。

2001年(平成13年)5月30日(水曜日)

北 陸 中 日 新 聞

無料相談を充実

県行政書士会来訪

県行政書士会の茅野勇平会長ら役員七人が二十九日、金沢市香林坊の中日新聞北陸本社を訪れ、今後の抱負を語った。

茅野会長は「行政と県民とのパイプ役を果たすために努力を続けます」と話し、会員が研修を積んでいくことを約束。役員らは昨年十月、県内七カ所で開催した電話や面談での無料相談会を、今年も開く方針を明らかにした。先日同会総会では、官公署への書類作成だけでなく、「代理権」を認める行政書士法改正案が六月の国会で可決されるのが確実なことから、職務の拡大に対応するための研修や、他県への視察を強化していく方針も確認している。

新入会員の紹介

新会員です。宜しく……



永倉 幸司

金沢支部
平成13年4月13日 入会
事務所所在地
〒921-8151
金沢市窪1丁目19番地3
TEL 076-241-0464

こんにちは！ 永倉です。こちらの世界に飛び込んで3ヶ月がたちましたが、まだまだ学ばべきことがたくさんありすぎて脳ミソが足りるかなと心配しております。

これからもよろしく願います。



浦 正明

金沢支部
平成13年4月13日 入会
事務所所在地
〒921-8034
金沢市泉野町4丁目11番13号
TEL 076-247-2835

行政書士の仲間入りして4ヵ月、帰化、遺言等の相談を受け、国民の権利や事実証明等業務の奥深さを知り、代理権、弁護士、司法書士業との調整等将来への期待と国民の要望に添えるプロ力研鑽を痛感の昨今である。



高桑 寿人

金沢支部
平成13年4月13日 入会
事務所所在地
〒920-0201
金沢市みずき1丁目201番地
TEL 076-257-8166

本年5月1日付けで伝達式を終え、皆様のお仲間入りすることになりました高桑でございます。よろしく願います。

これまでは法務事務官として、登記行政、人権相談等に携わってまいりましたが、体調を壊

し退職を促され辞職しました。

行政書士法第2条6号の要件もあと数年間不足していたため、昨年、試しに受験したところ、センター試験に移行して最初の試験のためか、戸惑う受験生が多かったのか、実力もないのにかるうじて合格できました。

実力もない未熟者の頼りは、諸先生方のご指導、ご鞭撻以外にはございませんので、今後ともよろしく願い申し上げます。



元 矢 幸一

金沢支部
平成13年5月1日 入会
事務所所在地
〒921-8154
金沢市高尾南2丁目177番地
TEL 076-298-6545

私は、会社で20年以上を建設に伴う開発許認可をその関係職の方々と係わってまいりましたので、その関係業務を主に行うという事で登録申請を行いました。その登録面接で茅野会長（当時副会長）より、業務は分野を決めずに、顧客の依頼は全て、受託していただき、依頼を断わらないように、業務には最大限の支援をしますとの話をいただき、特定分野を考えていた私には、その大変さを実感いたしました。

受託業務は、数多くの分野がありますが、今後はより多くの経験と努力が、必要だと考えておりますが、一步づつ歩みたいと思っております。



奥野綾子

金沢支部
平成13年5月11日 入会
事務所所在地
〒920-0342
金沢市畝田西1丁目117番地2
電話076-267-1409

十数年の行政書士業務の休業後、時代も変化しつつあるのを実感し新たな方向に向い再開業することにいたしました。得意とする英語を必要とするビザ申請業務等を中心に行ないたいと思っております。



北口正

金沢支部
平成13年6月1日 入会
事務所所在地
〒929-0318
河北郡津幡町字領家ハ36番地
TEL 076-289-3264

私は、この4月に長年勤めた国家公務員を退官し、新たな人生の第一歩を踏み出すことになりました。これは人生の大きな節目の一つであり、何か目的意識を持って過ごさなければならぬと肝に銘じ思案をしていたところ、友人から折角培ってきたこれまでの経験を活かすことができる行政書士の資格を取ったらどうか、と進言されました。

その後、行政書士会のご助言やご指導を受けながら、このほど法第2条5号にもとづく資格を得ることができ、晴れて当行政書士会に登録をすることが出来ました。

これもひとえに当行政書士会のご指導ご支援によるもので心から感謝とお礼を申し上げます。

これからは、誠実に業務を行い行政書士の信用または品位を汚すことのないよう留意し、広範な多くの他人たちのために代わって官公署への申請手続きや相談、代書業務などのお手伝いをしていきたいと思っております。

今後とも一層のご指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。



塚田増夫

金沢支部
平成13年6月1日 入会
事務所所在地
〒921-8013
金沢市新神田1丁目10番91号
電話076-291-2802

伝達式では茅野会長、小川法規企画部長から「わからないところがありましたら会としてバックアップしますので、積極的にあらゆる仕事に挑戦して下さい。」との力強いお言葉を頂き、また事務所も西山忠行政書士と合同ということで、恵まれたスタートをきる事ができました。

クライアントの幅広い要求に応じられるような利便性あるオフィスを目指したいと考えています。

よろしく申し上げます。



西川勘次郎

七尾支部
平成13年6月1日 入会
事務所所在地
〒926-0024
七尾市古屋敷町ヨ34番地
TEL 0767-52-5902

本年6月1日入会しました。資格は、行政事務経験です。経験したと言っても、行政のごく限られた分野です。業として登録した今、問口の広さにとまどいを感じております。ご指導、ご教示の程、お願いします。





構造改革の行方

総務部長（金沢支部） 小川清吉

構造改革について、去る6月26日に経済財政諮問会議で「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」・・・骨太の方針・・・が決定した。この骨太方針は、経済財政の改革のみでなく、社会保障制度、国と地方の関係、司法制度改革にまで言及している。

しかし、これが日本経済再生への道しるべとなるかについては、具体性に乏しく、成功するか否かは現段階では何とも言えない。

この骨太方針は改革であり、不況下の閉塞状態ではとても耳ざわりがいい。何時の時代でも改革には、出血が伴いこれに反発して不測の事態が起こらないとは限らない。小泉総理大臣は、一切の抵抗勢力を排除すると意気込みは高いが、抵抗勢力はそんなに易しいものではない。わが国は、太平洋戦争後間もない頃、GHQなどの占領政策で大改革が行われたが、その改革に対しては抵抗どころか大歓迎であった。これは国民多数が改革を待望していたからである。その後の改革といえば、国鉄など3公社の国営事業が民营化されたことだと思われるが、少なからざる抵抗があったように思われる。

今回の構造改革は、数年前からかなり強く言われるようになった地方分権、規制緩和、教育改革、司法改革、特殊法人改革或は税制改革にその源があると思われる。これらは、何れも行き詰まりや現代の日本社会と相いれない矛盾面を露呈するようになったからである。この骨太方針は、小泉総理大臣の「聖域なき改革」の方針を体して生まれたと思われるが、それが結実するのは、改革が具体的実行に移されてからである。

ところで、この改革の真のねらいは何だろうかを考えてみるに、いずれも国や公的機関に甘やかされ過保護になり本来の目的を見失い機能が劣ったからではないだろうか。また、「聖域なき改革」

とは何を意味するかについても考えてみなければならない。骨太方針では触れられていないが、それは国の基本法である憲法改正を範疇に入れてのことでないかと推測される。

骨太方針の構造改革は、国家百年の大計を眼中に入れての平成維新的なものに発展することをのぞむが、国民の多くが古い社会のしきたりであった「終身雇用、年功序列」を恋しがり、掴んで離さないようであれば、骨太方針は、結実どころか「痛み」だけが残ることになる。

「協力」への感謝と「協力」の大切さを痛感

金沢支部 大兼政博

本年5月、皆様方の多大なるご協力により県理事事および金沢支部副支部長の重要ポストをまがりなりにも努め退任できましたことを紙上を借りて厚くお礼を申し上げます。

その間の業務（法規企画部）上のことで「報酬額算定の手引き」の作成作業がありました。丁度その時部長の小川先生が入院中で副部長の私が責任をもって作成することになった訳です。皆様もご承知の通り行政書士の業務は、主な業務だけでも何100種とあり、多種多様でございます。車庫証明申請業務1本の仕事をしていて何ら知識のない私にとって並大抵の作業ではありませんでした。できるかどお大変心配致しましたが茅野副会長（当時）ほか他部の役員の方々や会員の皆様方のお力添えによって無事出来上り皆様に配布できました。重ねて皆様方に感謝致しますと共に、何事も「みんなの協力支援」が大切だと、ふりかえってひとしお痛感している次第です。

がん予防に四つの実践

金沢支部 藤井速生

我々の業務は何をおいても健康が一番。さて私の父は某病院で昔六十八歳で脳腫瘍を半年患って冥土へ旅立った。今と違って医学の進歩も

なく死ぬまで頭痛で苦しんだので、いとして仕方がありません。ことわざに「転ばぬ先の杖」とあります。私なりに次の努力をしています①禁煙②食生活の改善、バランスを取り、特に緑黄野菜や果物を十分にとり、ベーターカロチン、ビタミンCや食物繊維の摂取に努力すること③早期診断(定期検診の実施)「がんは早期発見されれば必ず治癒可能で、死を妨げる」と伝えております④ガンの予防知識、発病原因や性質を医学情報などで前以って研究しておくこと。以上を自分のライフスタイルに合わせて継続的に実践しております。

笑うが一番

金沢支部 伊藤 功

猛暑の夏、時あたかも参議院議員選挙が行われている。党首をはじめ各候補者は景気浮揚を声高にかかげている。こんな政治家の言葉は全く信用しないが大分前から不況不況と不景気風が一向におさまらない。好転の気ざしも全くない。そういうさなかに私は行政書士の看板を自宅に掲げた。掲げてはや半年間になろうとしているのにまだ一件の仕事も入らない。悲痛！私もその間手をこまねいているわけではない。随分と営業に頑張っている。というのは市、県、国の役人様、会社の役職の方をお願いしては、その人達を夜の街に誘い一杯飲ませているので出費ばかりがかさむ。このこんなみじめな小生に当会から作文を書けとおっしゃる。なら云おう、書こう「今は収入ゼロで泣いて暮している」と、だが待てよ、私の胸の心底では「大いに笑って暮らせ！」と叫んでいる。

そのとおり、笑いは人の最高の仕ぐさである。笑いは健康にも良い。笑いの好い人は長命と聞く。笑いは家庭も地域をも明るくする。笑うが勝だ。私は川柳はやった事がないが、よく見たり聞いたりした事がある。その中でけっ作を一、二紹介しよう。

「目は一重 あごは二重に 腹は三重」(タラフクママ)

「ネコにまで トイレ立つまに 席とられ」(子沢山)

そのうち景気も良くなり、私の仕事もぐう一つと増えることを気永に待ちつつ笑って暮そう。

行政書士会は原点に戻り、ゼロから出発せよ

金沢支部 河本 照正

会員は、行政書士倫理綱領を再度読んで見る必要がある。

特に指導の立場にある役員には、重大な責任がある。

その倫理違反の最大のものに、今回の役員選挙が見られる。

特定の支部の総会で、特定の者を推せん決定し、当選を期するとは、開いた口がふさがらない。

こんな民主主義がどこにあるのか。

こんなことを平気でやっている団体がどこにあるのか。

選挙管理委員会は、どうなっているのか。

選挙にかかわらず、すべてを原点に戻し、体質改善し再出発せよ。

会員も熱意をもって協力し、かつ、監視しようではありませんか。

労災について思うこと

金沢支部 上田 耕藏

最近、疑問に思うことがあります。

もし私が仕事上で、ケガをしたり、入院したら、どうやって生活をささえたら、よいのでしょうか？

そこで、労働者災害補償保険法の規定をみてみました。同法によると、行政書士は労災保険に加入できない、ようです。

ところが、同法には「特別加入者」という制度があります。すなわち、「中小事業主等」や「一方親方等」などが加入することができる、そうです。この制度によって、行政書士も労災に加入できる道はないのでしょうか？

【編集部より】

内容の趣旨は自由ですが、著しく当会の品位を傷つけるもの、また著しく他人を中傷・誹謗するものは編集部で訂正して掲載することがあります。

会務日誌

4月3日	県庁へ挨拶訪問	4名
6日	会計監査（本会会議室）	7名
〃	金沢フォーラム参加（全国建設関係行政書士協議会主催）	3名
10日	会長選挙立候補に関する通知送信（FAX及び郵送）	
11日	部長会（本会会議室）	12名
14日	第1回理事会（繊維会館2F会議室）	
17日	愛知会館竣工式・会長出席	
20日	綱紀委員会（本会会議室）	4名
21日	輪島支部総会（輪島市・料亭のと吉）・会長出席	
24日	選挙管理委員会選挙告示通知準備（本会会議室）	4名
25日	選挙告示通知・定時総会案内及び会費納入案内発送	
25・26日	日行連理事会・茅野副会長出席	
26・27日	★日政連幹事会・宮川副監事長出席	
28日	七尾支部総会（中島町・万葉倶楽部）・会長出席	
5月1日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
〃	第2回理事会（繊維会館2F会議室）	17名
8日	平成13年度定時総会議案書郵送	
9日	中地協各单位会へ平成13年度定時総会議案書郵送	
10日	選挙管理委員会開催（本会会議室）	4名
11日	会長選挙立候補者（2名）所信表明等郵送	
12日	金沢支部定時総会（ホテル六華苑）会長出席	
17日	報道各社へ平成13年度定時総会取材依頼訪問	1名
18日	岐阜会定時総会・会長出席	
19日	司法書士会定時総会（於：和倉・加賀屋）会長出席	
21日	日定時総会打ち合わせ	2名
25日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
〃	社会保険労務士会定時総会（於：メルパルク金沢）会長出席	
26日	平成13年度定時総会（於：ホテル六華苑）	87名
29日	三重会定時総会（中地協会長として）出席	
〃	会長・副会長会（本会会議室）	5名
〃	県庁総務課へ役員就任挨拶の為訪問	7名
30日	愛知会定時総会（〃）出席	
6月1日	善田県議会議長就任祝賀会へ会長出席	
9・10日	中地協定時総会（於：愛知県行政書士会館）	8名
15日	登録証伝達式（本会会議室）	3名
〃	暫定広報部会（本会会議室）	6名
〃	会長執務	
18日	県知事表敬訪問	6名
22日	★自民党石川県連関係諸団体合同会議（ホテル日航金沢）	2名
〃	北陸税理士会金沢支部定時総会出席（東急ホテル）	1名
25日	日行連定時総会（ホテルパシフィック東京1F「萬葉」）	6名
26日	日政連定期大会（〃〃）	6名
7月7日	第3回理事会・第1回支部長会合同会議（繊維会館2F）	25名

7月9日	建設業情報管理センターとの意見交換会（本会会議室）	4名
11日	★森元氏来沢により懇談会（鉄工会館2F）	4名
12日	★沓掛氏出陣式等出席の為	4名
24・25日	日行連理事会・監事会（会長・前多副会長出席）	
25・26日	日政連幹事会（宮川幹事長出席）	
30日	事務引継・会長・経理部・監事	10名
"	業務指導部（繊維会館2F）	6名
8月1日	平成13年度行政書士試験願書配布開始	
"	県内各市町村へ無料相談会の広報掲載依頼文書発送	
2日	甲種受託出張封印研修会等の打ち合わせ	5名
3日	広報部会（本会会議室）	4名
"	会長執務	
4日	業務研修会	
7日	愛知会へ中地協関連書類一式送付	
8日	行政書士試験実施対策特別委員会（本会会議室）	8名
"	会長執務	
9・10日	全国広報・監察担当者会議（日行連）	2名
10日	甲種受託者による出張封印の実施関係研修会（愛知会）	3名
17日	会長執務	
20日	広報部会（本会会議室）	9名

会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて、平成13年度分会費未納の方にご請求申し上げます。
 何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急ご納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。
 併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へお願い申し上げます。

記

1. 平成13年度会費 金 72,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書により納入下さい
3. お 振 込 先 北國銀行 城南支店
 口座番号 普通預金 No. 207325
 口座名義 石川県行政書士会

記

1. 日本行政書士政治連盟 平成13年度会費
 金 3,000円
2. 納 入 方 法 振込依頼書にて納入下さい
3. お 振 込 先 北國銀行 城南支店
 口座番号 普通預金 No. 207685
 口座名義 日本行政書士政治連盟
 石川県支部

会員移動

■ 新規登録入会者 (8名)

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成13. 4.13	金 沢	永倉 幸司	(事) 金沢市窪1丁目19番地3 (住) "	(076)241-0404 "
平成13. 4.13	金 沢	浦 正明	(事) 金沢市泉野町4丁目11番13号 (住) "	(076)247-2835 "
平成13. 4.13	金 沢	高桑 寿人	(事) 金沢市みずき1丁目201番地 (住) "	(076)257-8166 "
平成13. 5. 1	金 沢	元矢 幸一	(事) 金沢市高尾南2丁目177番地 (住) "	(076)298-6545 "
平成13. 5.11	金 沢	奥野 綾子	(事) 金沢市畝田西1丁目117番地2 (住) "	(076)267-1409 "
平成13. 6. 1	金 沢	北口 正	(事) 河北郡津幡町字領家町八36番地 (住) "	(076)289-3264 "
平成13. 6. 1	金 沢	塚田 増夫	(事) 金沢市新神田1丁目10番91号 (住) "	(076)291-2802 "
平成13. 6. 1	七 尾	西川勘次郎	(事) 七尾市古屋敷町ヨ部34番地 (住) "	(0767)52-5902 "

■ 変更登録事項 (10名)

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成13. 4.13	金 沢	村尾 実	(事) 金沢市桜田町1丁目109番地 (住) " 長土堀1丁目18番27号	変更なし "
平成13. 4.13	小 松	近藤 守	(事) 小松市園町ホ129-1マルコビル2F-2号 (住) 変更なし	(0761)24-2681 変更なし
平成13. 4.27	小 松	濱井 豊	(事) 小松市小馬出町27番地6 (住) 変更なし	(0761)21-2022 変更なし
平成13. 5.11	金 沢	的場 晴次	(事) 金沢市戸水町イ70番地 繊維会館1F (住) 変更なし	(076)267-1132 変更なし
平成13. 5.11	金 沢	竹森 正紀	(事) 金沢市入江3丁目160番地 (住) 変更なし	(076)291-3157 変更なし
平成13. 6.15	金 沢	茅野 勇平	(事) 金沢市西念3丁目22番20号 (住) "	変更なし "
平成13. 6.15	金 沢	宮川外茂次	(事) 金沢市二ツ屋町6番11号 (住) 変更なし	変更なし "
平成13. 6.15	金 沢	香林 和子	(事) 金沢市駅西新町3丁目16番1号 (住) 変更なし	変更なし "
平成13. 6.15	金 沢	中野 導郎	(事) 石川郡美川町鹿島平74番地22 (住) "	変更なし (076)278-8188
平成13. 7.13	金 沢	上戸 大介	(事) 金沢市千田町口33番地4 (住) 変更なし	(076)257-6890 変更なし

■ 退会者 (6名)

退会年月日	氏名	退会事由	退会年月日	氏名	退会事由
平成13. 4.13	山 田 日出夫	廃業	平成13. 5. 7	廣 田 謙 次	廃業
平成13. 4.27	村 本 和 紀	廃業	平成13. 5.31	堀 節 雄	廃業
平成13. 5. 1	東 川 隆	廃業	平成13. 6. 1	岩 田 知 二	廃業

編集後記

夏、とりわけ今年の夏は暑い。猛暑である。地球温暖化が叫ばれているが、本当に暑い地球となったのか。こちらも暑い『小泉旋風』が吹き荒れた参議院選挙も終わり、次の政局が気になります。

さて、役員改選の年でしたが、広報部長を引き続いて担当させていただくことになりました。が、広報部員全員が入れ替わることとなり、フレッシュな面々で、これからも我々会員にとって関心あること、興味のあることに積極的に取り組んでいきたいと思っております。皆様のご投稿を多数お寄せいただくことを期待し、新広報部員全員労を惜しまずに頑張ってお参りますので、皆様のご協力の程、宜しくお願い致します。

平成13年8月20日

(広報部長 太田 勉)



広報部会



会報いしかわ第30号

発行日 平成13年8月31日
発行人 会長 茅野 勇 平
 広報部長 太田 勉
発行所 石川県行政書士会

〒920-0223
石川県金沢市戸水町イ70番地 石川県繊維会館 3階
TEL(076)268-9555・FAX(076)268-9556

官公署に提出する書類、
権利義務・事実証明に関する書類の作成は
行政書士の義務です。

半信半疑の気持ち、疑わなければなりません。

50

福島教子

許認可申請のアドバイザー

行政書士

役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続き、契約書・遺言書等の権利義務・事実証明に関する書類の作成に関することは、お近くの行政書士にご相談ください。

石川県・石川県行政書士会
自治省・日本行政書士会連合会

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可
- 宅建業免許
- 産廃業許可
- 法人設立
- 医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可
- 入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成
- 相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明